

## 事業番号

新26-0007

## 平成26年行政事業レビューシート (総務省)

事業名	鹿児島県第2区選出の衆議院議員の補欠選舉に必要な経費		担当部局庁	自治行政局選挙部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成26年度・平成26年度		担当課室	管理課		課長 杉原 弘敏	
会計区分	一般会計		政策・施策名	III 選挙制度等の適切な運用			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・地方財政法第10条の4 ・公職選挙法第142条、第176条及び第263条 ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	鹿児島県第2区選出の衆議院議員補欠選挙の管理執行						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	鹿児島県第2区選出の衆議院議員に1名の欠員が生じたため、公職選挙法第33条の2及び第113条の規定により、平成26年4月27日に補欠選挙を行った。 国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされており、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、その投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うために必要な経費として執行委託費を鹿児島県及び県内関係市町村に交付するもの。また、公職選挙法に基づき、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、候補者が選挙運動で使用する選挙運動用無料葉書及び無料乗車券の使用実績に応じた請求額を交付するもの。						
実施方法	■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	当初予算	-	-	-	-	-	
	補正予算	-	-	-	-		
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
	予備費等	-	-	-	229		
	計	-	-	-	229	-	
執行額	-	-	-				
執行率 (%)	-	-	-				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 ( 年度)
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた衆議院議員の選挙の執行管理を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。 公正な選挙の確実な実施を目的とするもの。		成果実績	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた衆議院議員の選挙の執行管理を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。 公正な選挙の確実な実施を目的とするもの。		活動実績	-	-	-	-
			当初見込み	-	-	-	-
単位当たり コスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	算出困難なため、未記載		単位当たりコスト	-	-	-	-
			計算式	/	-	-	-
平成 26 (単位: 2:7 年度 予 算 内 訳 百 万 円 )	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
				平成26年度、平成27年度は要求なし			
	計	-	-				

事業所管部局による点検・改善				
	項目	評価	評価に関する説明	
国 必 費 要 投 入 性 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	一	国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	一		
事業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	一	現在執行中であり評価困難。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	一		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	一		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	一		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	一		
事 業 性 の 有 効	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	一		一
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるものは低成本で実施できているか。	一		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	一		
重 複 排 除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	一		一
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	一		
	事業番号 類似事業名 所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	国政選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされており、当該経費に係る基準は、執行経費基準法により定められている。 鹿児島県第2区選出の衆議院議員補欠選挙については、平成25年4月10日に公布・施行された改正執行経費基準法の下で行われたが、当該改正においては、選挙の効率的な執行を図るために、先進的な取組を行っている団体の執行実態等を踏まえ、基準額の引き下げ等を行っている。 また、選挙時においては、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に対し、上記改正法の趣旨を踏まえ、できる限り効率的な執行に努め、経費節減を図るよう要請を行った。		一
	改善の方向性	執行経費基準法は、各選挙管理委員会における選挙執行の実態等を踏まえ、原則3年毎に所要の改正を行っている。今後の改正に際しては、各団体の執行の実態とともに、効率的な事務処理に取り組んでいる団体の実態も踏まえながら、管理執行事務の効率的な運営を期してまいりたい。		

## 外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外

## 行政事業レビュー推進チームの所見

- 平成26年度で終了

## 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

-

## 備考

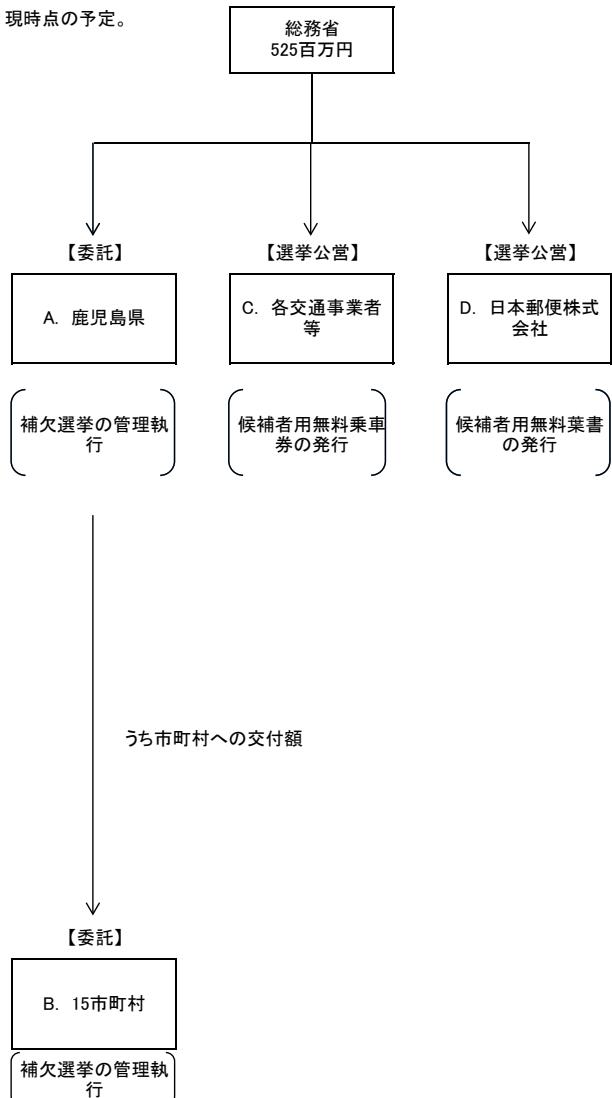
予備費で行う事業である。

## 関連する過去のレビューシートの事業番号

	平成23年	-	平成24年	-	平成25年	-
--	-------	---	-------	---	-------	---

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

平成26年度新規事業のため、現時点の予定。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.			E.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
B.			F.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
C.			G.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
D.			H.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1				-	-
2				-	-
3				-	-
4				-	-
5				-	-
6				-	-
7				-	-
8				-	-
9				-	-
10				-	-

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1				-	-
2				-	-
3				-	-
4				-	-
5				-	-
6				-	-
7				-	-
8				-	-
9				-	-
10				-	-